

指定管理者候補者の選定結果について

福祉部こども未来課所管の新潟市ひまわりクラブについて、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名及び所在地	指定管理者（候補者）
73クラブ （別紙「施設名および所在地（新潟市社会福祉協議会分）」のとおり）	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 代表者 会長 関 昭一 住 所 新潟市中央区八千代1丁目3番1号
山の下ひまわりクラブ 新潟市東区山の下町8番5号	山の下地区コミュニティ協議会 代表者 会長 細野 仁 住 所 新潟市東区古川町4番12号
木戸ひまわりクラブ 新潟市東区中山4丁目2番6号	特定非営利活動法人 新潟市木戸地域コミュニティ協議会 木戸ひまわりクラブ運営委員会 代表者 理事長 横山 敏之 住 所 新潟市東区中山4丁目2番6号
下山ひまわりクラブ 新潟市東区太平2丁目18番地8	社会福祉法人 下山福祉会 代表者 理事長 村山 祐信 住 所 新潟市東区太平2丁目7番地17
両川ひまわりクラブ 新潟市江南区酒屋町687番地1 東曾野木ひまわりクラブ 新潟市江南区曾野木1丁目4番2号 横越ひまわりクラブ 新潟市江南区横越中央6丁目3番1号 西内野ひまわりクラブ 新潟市西区内野上新町11810番地	新潟県ビル管理協同組合 代表者 代表理事 和田 正作 住 所 新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル6階
白根ひまわりクラブ 新潟市南区白根1372番地	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 代表者 代表理事 藤田 徹 住 所 東京都豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋I S Pタマビル7階
潟東南ひまわりクラブ 新潟市西蒲区美里424番地9	社会福祉法人 新潟南福祉会 代表者 理事長 吉崎 賢一 住 所 新潟市西蒲区称名825番地

選定理由等

<p>施設の概要</p>	<p>児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設</p>
<p>指定管理者 申請者 評価会議</p>	<p>委員 小池 由佳 (新潟県立大学人間生活学部子ども学科准教授) 委員 佐藤 明子 (新潟市小中学校PTA連合会副会長) 委員 大竹 眞理子 (主任児童委員 青少年・児童部会長) 委員 中川 雅博 (弁護士) 委員 五十嵐 ふさい (ファミリーホームいからし 管理者)</p>
<p>指定期間(予定)</p>	<p>平成28年4月1日～平成31年3月31日</p>
<p>選定理由</p>	<p>候補者選定にあたっては、地域で子育てを支援する環境を育むため、地域コミュニティ協議会が指定管理者となるクラブは非公募、その他のクラブは公募とし、3年間の指定管理期間で指定管理者を募集した。</p> <p>地域コミュニティ協議会からは2団体から2クラブに、その他公募対象クラブには6団体から64クラブについて応募があった。</p> <p>8団体について、新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者評価会議において、選定基準に基づき「基本方針」、「運営組織」、「運営についての提案」、「危機・維持管理」、「収支計画」の5点について総合的に評価を行った。非公募である山の下、木戸ひまわりクラブについては、これまでの実績を踏まえ、引き続き指定管理者候補者として両コミ協を選定することとし、その他公募で応募があった64クラブについては、評価会議でのご意見、評価結果などを総合的に判断し、指定管理者候補者として5団体を選定した。</p> <p>応募がなかった16クラブについては、これまでの実績を踏まえて、応募があった団体の中から、現指定管理者である新潟市社会福祉協議会を非公募で選定することとした。</p> <p>なお、候補者選定の参考とした評価会議の選定基準・評価結果は、別表のとおりである。</p>
<p>スケジュール</p>	<p>第1回評価会議 7月30日 ※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定 募集要項等配布 8月21日～ 質問受付 8月24日～8月26日 応募受付 9月1日～9月25日 第2回評価会議 10月20日 今後、市議会の議決を経て指定管理者に指定される。</p>
<p>所管部署 (問い合わせ先)</p>	<p>福祉部 こども未来課 育成支援係 TEL: 025-226-1197 (直通) E-mail: mirai@city.niigata.lg.jp</p>

別紙 施設名および所在地（新潟市社会福祉協議会分）

施設名	所在地
松浜ひまわりクラブ	新潟市北区松浜7丁目3641番地2
太夫浜ひまわりクラブ	新潟市北区太夫浜1987番地
濁川ひまわりクラブ	新潟市北区濁川284番地
葛塚ひまわりクラブ	新潟市北区川西3丁目4番2号
葛塚東ひまわりクラブ	新潟市北区朝日町4丁目1番7号
木崎ひまわりクラブ	新潟市北区木崎2973番地
早通南ひまわりクラブ	新潟市北区須戸1丁目1番地1
大形ひまわりクラブ	新潟市東区大形本町2丁目8番11号
中野山ひまわりクラブ	新潟市東区中野山5丁目5番2号
東山の下ひまわりクラブ	新潟市東区藤見町1丁目3番41号
桃山ひまわりクラブ	新潟市東区桃山町2丁目204番地
牡丹山ひまわりクラブ	新潟市東区上木戸3丁目14番30号
東中野山ひまわりクラブ	新潟市東区猿ヶ馬場9番地
竹尾ひまわりクラブ	新潟市東区竹尾2丁目18番1号
南中野山ひまわりクラブ	新潟市東区中野山863番地1
江南ひまわりクラブ	新潟市東区江南5丁目1番地1
浜浦ひまわりクラブ	新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1
鏡淵ひまわりクラブ	新潟市中央区白山浦2丁目180番地3
白山ひまわりクラブ	新潟市中央区川端町1丁目1番地
新潟ひまわりクラブ	新潟市中央区東大畑通2番町376番地
日和山ひまわりクラブ	新潟市中央区稻荷町3511番地
万代長嶺ひまわりクラブ	新潟市中央区東万代町4番1号
沼垂ひまわりクラブ	新潟市中央区鏡が岡5番5号
山潟ひまわりクラブ	新潟市中央区弁天橋通3丁目4番1号
上所ひまわりクラブ	新潟市中央区近江3丁目2番1号
鳥屋野ひまわりクラブ	新潟市中央区鳥屋野3丁目2番1号
笹口ひまわりクラブ	新潟市中央区笹口2番47号
女池ひまわりクラブ	新潟市中央区女池5丁目2番46号
有明台ひまわりクラブ	新潟市中央区文京町15番4号
南万代ひまわりクラブ	新潟市中央区幸西4丁目1番1号
上山ひまわりクラブ	新潟市中央区女池上山1丁目1番1号
桜が丘ひまわりクラブ	新潟市中央区姥ヶ山6丁目1番21号
紫竹山ひまわりクラブ	新潟市中央区米山4丁目12番20号
丸山ひまわりクラブ	新潟市江南区丸山300番地

施設名	所在地
大淵ひまわりクラブ	新潟市江南区大淵1948番地1
曾野木ひまわりクラブ	新潟市江南区天野2丁目7番2号
亀田ひまわりクラブ	新潟市江南区亀田新明町1丁目2番29号
早通ひまわりクラブ	新潟市江南区早通5丁目7番2号
亀田東ひまわりクラブ	新潟市江南区亀田水道町4丁目1番48号
亀田西ひまわりクラブ	新潟市江南区亀田緑町1丁目2番6号
新津第一ひまわりクラブ	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号
新津第三ひまわりクラブ	新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地
金津ひまわりクラブ	新潟市秋葉区古津88番地
小須戸ひまわりクラブ	新潟市秋葉区新保23番地2
矢代田ひまわりクラブ	新潟市秋葉区矢代田5596番地
臼井ひまわりクラブ	新潟市南区臼井4483番地
根岸ひまわりクラブ	新潟市南区山崎興野2288番地
味方ひまわりクラブ	新潟市南区吉江370番地
月潟ひまわりクラブ	新潟市南区月潟1419番地
小針ひまわりクラブ	新潟市西区小針2丁目36番1号
新通ひまわりクラブ	新潟市西区坂井東6丁目18番1号
内野ひまわりクラブ	新潟市西区内野山手2丁目18番36号
赤塚ひまわりクラブ	新潟市西区赤塚2783番地2
真砂ひまわりクラブ	新潟市西区真砂4丁目9番30号
五十嵐ひまわりクラブ	新潟市西区五十嵐東2丁目4番25号
坂井輪ひまわりクラブ	新潟市西区坂井東1丁目2番2号
坂井東ひまわりクラブ	新潟市西区坂井東5丁目17番1号
東青山ひまわりクラブ	新潟市西区青山261番地1
大野ひまわりクラブ	新潟市西区大野町3140番地乙
黒埼南ひまわりクラブ	新潟市西区木場911番地1
山田ひまわりクラブ	新潟市西区山田2781番地2
立仏ひまわりクラブ	新潟市西区立仏950番地
岩室ひまわりクラブ	新潟市西蒲区西長島510番地
和納ひまわりクラブ	新潟市西蒲区和納1212番地
曾根ひまわりクラブ	新潟市西蒲区曾根1195番地1
鎧郷ひまわりクラブ	新潟市西蒲区槇島611番地
升潟ひまわりクラブ	新潟市西蒲区升潟2236番地1
中之口東ひまわりクラブ	新潟市西蒲区小吉1100番地
中之口西ひまわりクラブ	新潟市西蒲区打越甲244番地
松野尾ひまわりクラブ	新潟市西蒲区松野尾3032番地5
巻南ひまわりクラブ	新潟市西蒲区堀山新田1301番地
漆山ひまわりクラブ	新潟市西蒲区漆山2648番地
巻北ひまわりクラブ	新潟市西蒲区竹野町163番地

別表（選定基準・評価結果）

評価項目	配点	市社会福祉協議会	山の下コミ協	木戸コミ協	下山福祉会	新潟県ビル管理 協同組合	ワーカーズ・ユープ	新潟南福祉会	次点
		73クラブ	山の下	木戸	下山	両川、東曾野木、 横越、西内野	白根	潟東南	山田
1 基本方針	20点	18.2	15.4	16.4	14.0	12.2	16.8	16.8	13.0
①指定管理者に応募した動機	5	4.4	4.2	4.4	3.8	3.4	4.0	4.6	3.4
②運営にあたる理念及び基本方針	5	4.6	3.8	4.2	3.2	3.4	4.4	4.2	3.2
③運営の具体的な考え方及び内容	5	4.4	3.6	3.8	3.0	3.2	4.2	3.8	3.4
④類似業務の運営実績	5	4.8	3.8	4.0	4.0	2.2	4.2	4.2	3.0
2 運営組織	15点	12.6	11.8	12.6	10.6	9.6	12.4	12.6	10.6
①職員数、資格要件を含む人材確保	5	4.0	4.0	4.2	3.4	3.0	4.0	4.4	3.6
②勤務体制及び考え方	5	4.2	4.2	4.2	3.8	3.2	4.2	4.4	3.4
③職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容	5	4.4	3.6	4.2	3.4	3.4	4.2	3.8	3.6
3 運営についての提案	35点	29.4	26.6	29.2	23.6	23.8	28.4	28.4	26.2
①児童の発達段階に応じた健全育成などに対する考え方及び内容	10	8.4	8.0	8.4	6.8	7.2	8.4	8.4	8.0
②保護者との連携及び保護者支援	5	4.2	4.0	4.0	3.4	3.4	4.0	4.0	3.8
③学校との積極的連携	5	4.0	3.8	4.2	3.6	3.2	3.8	4.2	3.6
④地域との積極的連携	5	4.0	3.6	4.4	3.0	3.4	4.2	4.2	4.0
⑤配慮を要する児童に対する対応方針	5	4.4	3.6	4.2	3.2	3.0	4.0	3.8	3.6
⑥第三者委員会設置等を含んだ要望・苦情に対する対応及び方法	5	4.4	3.6	4.0	3.6	3.6	4.0	3.8	3.2
4 危機・維持管理	20点	18.4	15.4	15.8	13.4	15.0	17.4	15.6	14.0
①事故防止、防災に対する考え方と対処方法、虐待防止のための措置	5	5.0	4.0	4.4	3.4	3.6	4.6	3.8	3.6
②事故、災害、緊急時への対応及び体制	5	5.0	4.0	4.0	3.2	3.4	4.4	4.2	3.6
③個人情報保護の方針及び方法	5	4.2	3.6	3.6	3.6	4.0	4.2	3.8	3.4
④施設管理に関する考え方及び内容	5	4.2	3.8	3.8	3.2	4.0	4.2	3.8	3.4
5 収支計画	10点	8.6	8.0	8.0	7.4	7.8	8.2	8.2	7.6
①各項目の設定内容	5	4.4	4.0	4.0	3.8	3.8	4.2	4.0	3.8
②経費削減のための工夫	5	4.2	4.0	4.0	3.6	4.0	4.0	4.2	3.8
合計	100点	87.2	77.2	82.0	69.0	68.4	83.2	81.6	71.4

※点数は、評価会議の委員5名の平均

新潟市ひまわりクラブ指定管理者 応募者一覧

福祉部子ども未来課

()クラブ数

		施設名	応募者(団体名、所在地、代表者)	
非公募(2)		山の下	山の下地区コミュニティ協議会 新潟市東区古川町 会長 細野 仁	
		木戸	NPO法人木戸地域コミュニティ協議会 木戸ひまわりクラブ運営委員会 新潟市東区中山4 理事長 横山 敏之	
公募 (80)	非競合 (54)	両川など (4)	新潟県ビル管理(協組) 新潟市中央区東大通2 代表理事 和田 正作	
		潟東南	(福)新潟南福祉会 新潟市西蒲区称名 理事長 吉崎 賢一	
		松浜など (49)		
	競合 (10)	山田	A/B共同事業体(次点)	
		丸山など (7)	(福)新潟市社会福祉協議会 新潟市中央区八千代1 会長 関 昭一	
		下山	} 市社協が辞退	(福)下山福祉会 新潟市東区太平2 理事長 村山 祐信
		白根		NPO法人ワーカーズコープ 東京都豊島区 代表理事 藤田 徹
	申請無 (16)	太夫浜など (16)	非公募で市社協を選定	

※ 網掛けが指定管理者候補者

新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較(1)

福祉部子ども未来課

項目	新潟市社会福祉協議会 (73クラブ)	山の下地区コミュニティ協議会 (山の下)	木戸地域コミュニティ協議会 (木戸)	下山福祉会 (下山)
1 団体の概要 ※累積損益は H27年3月末時点	設立 S31.3.29 累積損益 44,028千円 雇用人数 2,088名 事業内容 地域・在宅福祉活動の推進、介護保険事業、障がい者自立支援事業 他 類似業務実績 ひまわりクラブ指定管理	設立 H19.4.1 累積損益 622千円 雇用人数 12名 事業内容 まちづくり活動の推進、自助・共助活動、施設の維持管理 類似業務実績 山の下のひまわりクラブ指定管理 (H26.4.1～)	設立 H26.7.8 累積損益 0円 雇用人数 18名 事業内容 木戸ひまわりクラブの運営管理 類似業務実績 木戸ひまわりクラブ指定管理 (H26.4.1～)	設立 H14.7.17 累積損益 4,449千円 雇用人数 26名 事業内容 乳幼児の保育・教育、保護者支援、地域の方との交流を通して保育園への理解を図る。 類似業務実績 保育園運営、緊急一時預かり
2 指定管理者申請の動機	平成5年10月から現在に至るまでひまわりクラブの運営管理を行っており、ひまわりクラブの充実に努めてきた。経験豊富な支援員を有し、各クラブの児童及び施設状況を十分把握した上で運営管理を行うことができる。	平成26年4月より山の下のひまわりクラブの指定管理を受け、現在2年目を迎え学校、地域、保護者と連携を図り安心して児童を預けられる環境も整ってきたと思っている。それらの経験のもと、地域におけるクラブの児童及び施設の状態を十分把握した上で運営管理を行うことができると考えている。	母体である木戸地域コミュニティ協議会は、平成18年5月27日の設立以来、地域住民の意識啓発等、地域における児童の安全確保のための体制づくり、保護者、学校と協力して児童を育成するための様々な取組を行ってきた。それらの経験を有し、平成26年4月から木戸ひまわりクラブの指定管理者に応募し、指定を受け、同年7月には運営部門を法人化し現在に至る。引き続き木戸ひまわりクラブの運営管理を行いたい。	保育園児たちは保護者の仕事で遅くまで保育園生活だったので、小学生になってからの生活が気になっていた。ひまわりクラブを利用していない子が保育園に遊びに来たり、いつまでも外で遊んでいる子を見ると心配になっていた。児童が喜んで通える充実したカリキュラムの下で生活し、保護者が安心して仕事ができる施設環境を希望している。今年度から6年生まで利用できることになったが、施設が狭くて入れないということを知っていたので、余裕のある施設の必要性を考えていた。
3 基本方針 (1) 基本理念 (2) 基本方針	(1) 放課後の時間帯において、保護者の代わりに家庭的機能を補完し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その健全育成を図る。 (2) ①子どもの安全管理、健康管理、情緒の安定②遊びの活動への意欲と態度の形成③遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上及び基本的な生活習慣の確立④学校や地域の様々な社会資源と連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を図るとともにその家庭の子育てを支援する。	(1) 児童の安全確保、生活の場と遊びを通じた健全育成を図る。 (2) 児童の健康と安全管理及び情緒の安定。遊びの活動と学習への意欲形成。自主性、社会性と創造性の向上。保護者への子育て支援	(1) 児童の安全確保、生活の場と遊びを通じた健全育成を図る。 (2) 児童の健康と安全管理及び情緒の安定。遊びの活動と学習への意欲形成。自主性、社会性と創造性の向上。保護者への子育て支援	(1) 地域の児童が下校後、安心して過ごす環境で楽しく過ごす。 (2) 児童の健全な育成を図る。
4 運営組織 (1) 職員配置 (2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	(1) 支援の単位ごとに2名以上の支援員を配置し確実なクラブ運営を実施する。 (2) 豊富な経験と実績をもち、児童の育成に情熱を燃やす心身ともに健康な支援員を確保し、充実した研修を実施することにより、質の高い人材を育成する。	(1) 児童の安全等基本方針の実施の為、常に適正な配置を行う。 (2) 地元地域の人材活用を基本に、知識と理解及び情熱を有する質の高い職員を採用し定期的研修と会議をもつことで、質の担保とボランティア等の育成も同時に図っていく。	(1) 児童の安全等基本方針の実施の為、常に適正な配置を行う。 (2) 地元地域の人材活用を基本に、知識と理解及び情熱を有する質の高い職員を採用し定期的研修と会議をもつことで、質の担保とボランティア等の育成も同時に図っていく。	(1) 管理者、放課後児童支援員、事務員 (2) 職務に責任をもって、資質向上に努めるよう、研修に参加する。
5 運営についての提案 (1) 子どもの発達段階に応じた健全育成 (2) 保護者との連携及び保護者支援	(1) ①低・中・高学年の発達段階に応じたため緻密な対応②学年を超えたコミュニケーションによる仲間作りの醸成③積極的な交流・施設外活動による社会性の向上④安全確保能力を含めた自己管理能力の育成 (2) 連絡帳、クラブ便り、保護者会等において、保護者との連携を図るとともに、保護者が相談しやすい雰囲気作りを心掛け、適切な支援を行う。	(1) 児童の尊厳を守り傾聴の姿勢を基本に、個別且つ適正な育成を図る。 (2) 密な連絡帳のやりとり・定期的な保護者会の開催、クラブ便りを定期的に発行。子育てに悩む保護者にアドバイスをし、児童や保護者を褒め自信を持たせて早期解決を図る。	(1) 児童の尊厳を守り傾聴の姿勢を基本に、個別且つ適正な育成を図る。 (2) 保護者からの告知、支援員からの報告の徹底等コミュニケーションに努める。	(1) 学校、保護者との連携の下、その児童に合わせた援助をする。 (2) 保護者面談の機会を設けたり、便り等で連携をとる。

項目	新潟市社会福祉協議会 (73クラブ)	山の下地区コミュニティ協議会 (山の下)	木戸地域コミュニティ協議会 (木戸)	下山福祉会 (下山)
(3) 学校との連携 (4) 地域との連携 (5) 配慮を要する児童に対する対応方針 (6) 要望・苦情に対する対応及び方法	(3) 日頃から学校との情報共有に努めるとともに、学校施設の利用ができるように連携を図る。 (4) 社協ならではの長を生かし様々な地域の関係機関と連携するとともに、ふれあいスクールや地域教育コーディネーターとの情報交換・連携に努める。 (5) ①入会前に体験入会の期間を設け保護者との綿密な情報共有を行うとともに、必要に応じて支援員を増員する等の対応を行う。②食物アレルギーに対しては「複数でダブルチェック」を合言葉に、確実な対応を図る。 (6) アンケート等の実施、第三者機関の設置等により、利用者からの要望・苦情などに適切に対応するための体制を整備する。	(3) 学校長、学級担任と情報を共有し、児童に合った指導を行う。 (4) 地域の避難訓練、防災訓練を通して顔の見える事業を行う。 (5) 一人一人に合った支援指導を行う。学級担任や特別支援学級担任と情報を共有し、援助、支援、協力をいただく。 (6) 保護者や地域の要望、苦情は積極的に意見を拝聴した上で、その後の事業に取り入れていき、受付窓口から解決までの体制整備を常に図ることで迅速化していく。	(3) 地域教育コーディネーター(事務局長)を介して、学校と綿密な関係を築く。 (4) 地域行事等への積極的な参加により、コミュニケーションの構築を図る。 (5) 特に注視し個々に配慮を行う。支援員の学習研修を行う。 (6) 保護者や地域の要望、苦情は積極的に拝聴し、迅速に解決を図っていく。	(3) 学校での様子、出来事を伝えてもらい、不安な気持ちを引きずらないようにする。 (4) 下校後の気持ちが開放的になるので、住民との連携を大切にすする。 (5) 児童が安心してのびのびできる環境をつくり、専門知識をもって対応する。 (6) 要望、苦情、相談に対して真摯に受け止めて対応していく。
6 危機・維持管理 (1) 事故防止、防災 (2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応 (3) 個人情報保護 (4) 虐待防止 (5) 施設管理	(1) 不慮の事故や災害は、いつでも起り得るといいう危機意識を常に持って、児童の安全確保に万全を期すため、「ひまわりクラブの危機管理」、「リスク管理の手引き」、「保健衛生マニュアル」等の各種マニュアルの活用により周知徹底を図る。 (2) 施設内外の環境の安全に目を配り、各種マニュアルを活用しながら必要な措置等を行うとともに、避難訓練や日頃の活動を通じ周知徹底を図る。 (3) 「個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)」に基づき、職員に周知徹底を図り確実に実施する。 (4) 初期対応マニュアル等により支援員全員で対応方法を共有するとともに、研修等を実施しながら共通理解を図り迅速な対応を行う。 (5) 子どもが「生活」の場として過ごすクラブの役割を踏まえ、安全・衛生面に配慮し施設管理を行う。	(1) 不慮の事故、発生等を常に意識し防止と共に安全確保に万全を期す。 (2) 発生時に適切かつ迅速な行動及び連絡体制を確保し安全確保を行う。 (3) 個人に人格尊重を理念に法令を遵守し、慎重かつ適切に取り扱う。 (4) 早期発見、通告の義務、児童に対して適切な対応を行う。 (5) 安全・衛生面に配慮し随時点検等を行うことで児童の安定した生活の場を確保する。	(1) 不慮の事故、発災等を常に意識し防止と共に安全確保に万全を期す。 (2) 発生時に適切かつ迅速な行動及び連絡体制を確保し安全確保を行う。 (3) 個人の人格尊重を理念に法令を遵守し、慎重かつ適切に取り扱う。 (4) 毎日の生活に対し注視し、早期発見・早期対応に努める。 (5) 安全・衛生面は、随時点検等を行い児童の安定した生活の場を確保する。	(1) マニュアルに沿って、訓練を重ね防止に努める。 (2) マニュアルに沿って、訓練を重ね防止に努める。 (3) マニュアルに沿って、児童の人権の保護に努める。 (4) マニュアルに沿って、早期発見に努め防止に努める。 (5) マニュアルに沿って、定期的に点検を行い安全な施設管理に努める。

新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者事業計画の比較(2)

福祉部子ども未来課

項目	新潟県ビル管理協同組合 (両川、東曾野木、横越、西内野)	ワーカーズコープ (白根)	新潟南福祉会 (潟東南)	次点 (山田)
1 団体の概要 ※累積損益は H27年3月末時 点	設立 S51.10.30 累積損益 2,094千円 雇員人数 2,782名 事業内容 組合員の警備業務の共同 受注、建物サービス用具 等の共同購買 等 類似業務実績 なし	設立 H13.9.13 累積損益 316,914千円 雇員人数 5,718名 事業内容 介護・高齢者福祉サービス、 子育て支援、教育及び職業 訓練事業 等 類似業務実績 保育園、児童館、放課 後児童クラブ等委託、 指定管理	設立 H6.7.21 累積損益 647,986千円 雇員人数 331名 事業内容 各種会議福祉事業、放 課後児童健全育成事 業 類似業務実績 学童保育事業所 「愛・楽・結いずい」	※共同事業体2者 A/Bで記載 設立 H25.3.1/H26.3.5 累積損益 ▲11,5080千円/ ▲11,234円 雇員人数 12名/8名 事業内容 スポーツ事業教室、外部 指導事業/文化系習い 事教室事業 等 類似業務実績 なし
2 指定管理者 申請の動機	従来からの建築物総合管理業務によ り蓄積された「接遇」、「事務処理」、「苦 情処理」、「修繕等の計画立案」等の能 力やすでに携わっている管理物件での 実績と経験を発揮することにより指定 管理業務を取り扱うことが十分に可能 であると判断している。かねてより人 的交流のある江南区10クラブ、一部委 託業務を共同受注している西コミュニ ティセンター内の西内野ひまわりクラ ブで従来からの関係をより強固なもの とし、地域と連携のとれたクラブ運営 が実現できると確信している。ひまわ りクラブ運営に携わることで、地域社 会との交流を深め、地域コミュニティ 形成の一役を担い、積極的に社会貢献 を果たしていきたい。	新潟市の子育て環境の充実に貢献し ていきたい。異年齢子ども達の集団 の遊びや生活を地域の中で支える放 課後児童クラブ等の役割は、全ての子 どもたちや親にとって必要なもの になっている。これからの子育て支援に は家庭や地域が担えなくなったもの を地域の子どもたちに等しく提供し、 それを補うだけではなく、家庭や地域 がその機能を高めていけるように働 きかけていく役割が求められている。 私たちは、目の前の子どもや親の事 実と向き合いながら、地域のニーズを 問い直し、今の時代に求められる放課 後児童クラブの新たな機能や役割を つくりあげていくことが大切である と考える。	平成19年4月に学童保育所「愛・ 楽・結いずい」を開始以来、地域の 児童の健全育成に尽力。「幼老総合 ケア」として併設の小規模多機能型 居宅介護事業所の利用者と児童が 日常的に関わりを持ち、互いに良い 関係づくりを行った運営は高く評 価され、行政の他、多くの見学訪問 を受けている。平成28年度から旧 潟東村内の3小学校の統合に伴い、 現在2か所で行われている学童保 育について、1か所で実施すること が児童のために良いと判断し、当法 人の学童保育所は平成27年度末で 廃止し、「潟東南ひまわりクラブ」 にて引き続き児童の健全育成をこ れまでの経験を生かしながら、地域 福祉へ貢献していきたい。	放課後児童クラブの運営は、弊社 の中期経営計画の一つだった。放 課後児童クラブの役割である「児 童に適切な遊び及び生活の場を与 え、子どもの状況や発達段階を踏 まえながら、その健全な育成を図 る」と弊社、共同事業体を構成す る事業者の設立目的は3者とも同 室であり、それぞれの目的達成に 向けて確実かつ着実に寄与できる ものと確信している。 現在日本の子ども達は、「空間」 「時間」「仲間」の「3つの間」が 不足していると言われている。「ス ポーツ+文科系科目」を併せた文 武両道という観点から、子ども達 の健全なる育成に寄与できるもの と確信している。
3 基本方針 (1) 基本理念 (2) 基本方針	(1) 常に児童の健康と安全確保に配慮 し、放課後の時間帯における家庭的機 能の補完により、「生活の場」及び「遊 び」を通して、児童の健全育成を図る。 (2) ①児童の平等利用を確保すること ②児童の健康管理、安全管理、情緒の 安定を図ること③クラブ活動を通じ て、遊びの活動と学習への意欲形成を 図ること④クラブ活動を通じて、遊び の活動と学習への意欲形成を図ること ⑤保護者の子育て支援を図ること⑥児 童・保護者・地域のニーズに即した管 理運営に努めること⑦職員の資質向上 に努め、モチベーションの高いクラブ 運営を実現すること⑧事業の利用促進 を図るため、積極的かつ効果的な広報 活動により広く市民に周知する。	(1) 子どもと親、地域住民が主体的に 運営に参加し、まちぐるみで支えあ う、地域子育て支援の拠点、地域コミ ュニティの核となるひまわりクラブ を目指す【大切にしている点】①参加 ②話し合い③共生④柔軟性⑤専門性 (2) 子どもたちの自主性、主体性を育 むことを中心に据えて、次の「3つの 貢献」を大切にす。①子どもたちの 成長への貢献②親の支援への貢献③ 地域の再生とまちづくりへの貢献	(1) 公の施設の指定管理者として その責務を自覚し、管理運営に関す る基本的事項を実践するとともに、 児童が心身ともに健やかに育成さ れるよう適切な運営を行う。 (2) 「思いやりと人の痛みがわか る子ども」の育成と「安心して過ご せる安全な場所づくり」に努め る。・保護者への子育て支援を図 る。・地域との密接な連携を実践す る。	(1) 安心して快適な空間の提供。子 ども一人ひとりの人格を尊重した 健全育成。自主性、社会性、創造 性の向上と生活習慣の確立。保護 者との密な連携。サービス、利便 性の向上による満足度の向上 (2) 公の施設として安全、安心で 誰にでも平等な施設運営。地域と 共に歩み開かれた施設づくり。効 率的、効果的なマネジメントの推 進による運営経費の抑制。視野を 広げ、様々なニーズに対応し、地 域の発展・コミュニティの場に貢 献
4 運営組織 (1) 職員配置 (2) 人材確保、 育成、研修 に対する 考え方及 び内容	(1) 放課後児童指導員 常勤33名、 補助員 常勤27名、日々代替職員 非 常勤76名、事務局職員 常勤6名(応 募クラブ総数) (2) ・現行クラブ在籍職員への継続依 頼・組合員企業の福祉部門からの転籍 雇用・職場体験等の実習生の積極的な 受け入れ・職員公募・採用、配置時の 厳正な選考とOJT教育を含む採用前研 修・職員全員参加研修：年2回・グル ープ会議、クラブ運営会議、事業者定 期巡回、事務局運営会議の開催	(1) 施設管理責任者(常勤)1名・支 援員(常勤)3名、支援員(非常勤) 10名の職員14名体制で運営。児童厚 生員・教諭・保育士等の資格を有し、 常勤者は、児童厚生施設等で常勤経験 2年以上の者を配置するよう努める。 施設管理責任者候補が防火管理者資 格を有しない場合、早急に必要講習 を受講し資格を得ることに努める。 (2) 子どもに向き合う姿勢や情熱があ り、様々な技能を持つ人材を確保。研 修にも積極的に参加し、専門性の質を 高める。	(1) 2名の正規指導員を配置、児 童数や障がい児等、土曜日、長期休 暇の状況に応じて加配指導員を配 置する。 (2) 放課後児童支援員は学童保育 所「愛・楽・結いずい」の職員を異 動することにより確保できる。ま た、採用する場合は有資格者で経験 者を配置する。職員の資質の向上の ため、安全管理、生活指導、人材育 成等の研修の機会を設けるものと し、また、業務の執行体制について も検証、整備するものとする。	(1) 地元人材を優先雇用し、地域 に密着した施設運営を実現。関係 法令に適合した雇用、労働条件に 加え、適正な人員を配置 (2) 育児休暇制度や定期昇給等で 働きがいのある就業環境を整備。 現場でのホスピタリティ溢れる対 応から、経営視点に立ったマネジ メント能力の向上まで、体系的に 研修を実施。安全、安心して快適な 施設運営を実現するための資格を 計画的に取得。研修及び資格取得、 登録、更新に係る費用は団体負担
5 運営につい ての提案 (1) 子どもの 発達段階 に応じた健 全育成 (2) 保護者 との連携 及び保護 者支援	(1) 児童の人権と人格を最大限尊重 し、常に傾聴の姿勢を基本とし、子 どもの発達過程と個々の養育環境を十分 に理解し、個別的かつ適正な育成を図 る。子ども自身が感じ、学び、理解す るよう、子どもの発達段階を適切に見 極め、安心してひまわりクラブに通え るよう意図的に働きかける。 (2) 入会時の「調査票」への記入とヒ アリング及びクラブの設置目的への協 力要請。子どもの放課後生活を継続的 かつ安定的に保障し、親の働く権利と 家庭の生活を守る。様々な養育環境を 抱える保護者の生活スタイルを肯定的 に理解する。	(1) 子どもたち自身を「育つ主体者」 として位置づけ、各年代に合わせた支 援、活動に取り組む。一人ひとりの意 欲や願いに沿いながら、子どもの主体 的な育ちを支援する。 (2) 保護者会で親同士をつなぎ、支 え合いや学びあいの関係が広がるよ うに支援する。連絡ノートを中心に、ひ まわりクラブや子どもたちの様子をお 互いに伝え合い、地域の子育て支援の 課題を共に考え、力を合わせて取組 を進める。	(1) 個々の発達段階及び発達過程、 特徴や働きかけ等を理解し育成にあ たる。異なる学年の仲間、指導員や 地域の人達等、多くの人との関わり や活動を通し自主性や社会性、創造 性が育つよう生活の場を提供する。 (2) 毎月「学童だより」を発行し 児童の活動や生活の様子を発信、行 事の参加呼びかけなど効果的な方 法を工夫する。必要な場合は、保護 者と個人面談を行い、子育ての悩み や不安などの相談に応じ、助言や支 援をし、学校等の関係機関やコミュ ニティ協議会等、地域組織と連携を 図ることにより課題解決を図る。	(1) 子どもの健全な育成と遊び及 び生活の支援する場であることを 十分に理解し、以下の場所を提供す ることに遵守。「放課後、長期休校 日を安全に過ごせる場所」、「基本 的生活習慣やルール、マナーを身に つけさせる場所」、「保護者との連絡 のもとで、家庭の子育てを支援する場 所」、「遊び、運動を通じた自主性、 社会性、創造性を育む場所」など (2) ・連絡帳、スマホを利用したコ ミュニケーションツールを導入。保 護者の迎えの際等を活用した生活 状況についての家庭への連絡。保護 者懇親会、個別面接

項目	新潟県ビル管理協同組合 (両川、東曽野木、横越、西内野)	ワーカーズコープ (白根)	新潟南福祉会 (潟東南)	次点 (山田)
<p>(3) 学校との連携</p> <p>(4) 地域との連携</p> <p>(5) 配慮を要する児童に対する対応方針</p> <p>(6) 要望・苦情に対する対応及び方法</p>	<p>(3) 日常的な子どもの安全確保と健康に関する情報交換を共有し、学校施設の利用に関して積極的な連携を図る。学校とひまわりクラブの連動性に考慮し、積極的にふれあいスクールと連携を図る。</p> <p>(4) ひまわりクラブの存在とその目的を的確な広報活動を用いて周知。クラブ解放 Day の試みや、クラブ行事への招待活動、地域行事への参加を検討。突発的なケガ、事故等に備え日頃から地域の医療機関等との連携を図る。おやつ購入などは、可能な限り地域からの調達を心掛ける</p> <p>(5) 障がいのある子どもの受入にあたっては、子どもと保護者の立場に立ち、障がいの程度、発達状況等、個々の状況を的確に捉えた育成とより良い支援や問題の解決方法を検討。保護者への事前ヒアリングにより食物アレルギーを持つ子どもへの事前認知を徹底し、十分な配慮を心掛ける。</p> <p>(6) 苦情受付担当者を配置し、要望・苦情等の受付体制の明確化と積極化を図る。苦情解決責任者が申出者との解決に向けた話し合いを行い、その経過・手順・結果については対応事例として検証と評価を行い、その後の事業運営に反映させる。第三者委員を設置し、客観性と専門性を持ち、利用者の立場に立った助言を求める。利用者アンケートにより日頃から積極的な利用者ニーズの吸い上げと把握に努める。</p>	<p>(3) 学校の施設利用や行事開催などは、ていねいに協議・報告を行う。担任の先生との日常的な連絡や子どもの様子、成長、変化等をニュースや交流などで伝える。虐待やいじめ、不登校等の問題を、子どもの生活を支える放課後児童クラブで気づくことが多くある。学校と連携しながら、解決に向け子どもを支え、一緒に役割を果たす。学校行事の見学や授業参観などで学校生活を知り、育成支援に活かす。</p> <p>(4) 地域住民が主体的に関わり、白根ひまわりクラブがあることにより地域が活性化し、そんな地域コミュニティの核として発展させていく。地域の子どもたちへの思いをもつた皆さんの人たちと出会い、クラブの行事や活動を通じて交流する中で、地域で子どもたちの成長を安全に見守り、子育てを支え合う関係を築いていく。</p> <p>(5) 障がい児への対応は、実際の子どもをよく見て状況をつかみ、方針をたて、障がいのある子どもたちと他の子どもたちが一緒に生活する中から、学びあい、成長できるよう援助していく。</p> <p>(6) 要望・苦情対応の仕組みは、利用者が安心して自らサービスを選択できる仕組みとして重要である。要望・苦情には誠意を持って迅速に対応し、それを契機に保護者や地域の方たちと信頼関係を深められるよう取り組む。また、定期的にアンケートを行い、利用者のニーズ把握に努める。</p>	<p>(3) 児童、保護者、学校、地域の情報交換にとどまらず、児童の健全育成、保護者の子育て支援等にも連携して取り組み、地域の育てる力を向上させる。学校から、毎月の下校時刻表、行事予定表をいただき、学校へも毎月の「学童だより」を配布し、相互の情報交換を行う。</p> <p>(4) 地域との連携やふれ合いを通して、人の心のぬくもりの中で育てていけるよう「地域のつながり」を大切にする。コミュニティ協議会、自治会等と連携して、ともに参加出来る行事を企画する。</p> <p>(5) 障がいのある児童もない児童も、食物アレルギー等配慮を要する児童も、「ともに学び、ともに遊び、ともに育つ」を推進し、安心して安全に過ごせるよう運営する。</p> <p>(6) 要望・苦情は事業内容の向上に向けた大きなヒントになると考え、児童・保護者が言いやすい関係づくりを日々行い、要望・苦情に適切に対応し、事業運営に反映させていく。受付担当者を配置し、面談、電話、書面等により受け付ける。要望・苦情対応書にまとめ、事例の原因や対応を検討し、迅速に問題が解決するよう努める。第三者委員を設置（潟東民生委員）</p>	<p>(3) 学校、地域教育コーディネーターとの連絡、調整の厳格化。在籍児童の氏名、人数、子どもの下校時刻の把握。学校、ひまわりクラブ、ふれあいスクールの年間計画や行事の情報交換。学習、生活状況等の情報共有。定期的な交流行事の実施</p> <p>(4) ふれあいスクールとの共同イベントを開催。ひまわりクラブの存在意義の理解を求め、近隣住民を招いた懇親会や健康運動教室の開催。コーチによるスポーツ指導・近隣小学校のひまわりクラブとの合同イベントの開催。近隣専門学生、大学生のボランティア、インターンシップの受入や職業体験、地域行事への参加</p> <p>(5) 基本的にはすべての障がい者の受入。受入の判断は、書類確認、面接、観察によって、保護者、学校の合意のもと判断。食物アレルギー者にはおやつ持参やアレルギー対応のおやつを用意</p> <p>(6) スタッフに親近感を持ってもらうため、玄関等に顔写真入りのスタッフ紹介の掲示、ブログの開設。苦情解決責任者を配備し、迅速かつ適切に解決。マニュアルの整備、提案箱の設置や、HPによる問い合わせフォームの準備。直ちに対応できる案件、対応が困難で本部に相談が必要な案件、新潟市に相談が必要な案件と内容を精査し対応</p>
<p>6 危機・維持管理</p> <p>(1) 事故防止、防災</p> <p>(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応</p> <p>(3) 個人情報保護</p> <p>(4) 虐待防止</p> <p>(5) 施設管理</p>	<p>(1) 危機管理マニュアルの整備、「子どもたちの安全確保が最優先である」との意識づけ。子ども自身が安全に配慮した行動が取れるような意図的働きかけと支援。定期的な防災訓練、教育訓練研修。不審者対策・「障害・賠償・生産物対人賠償保険」への加入。職員の社会保険加入、定期健康診断による労働環境の整備。定期的な施設設備点検により発生時の被害の未然防止、最小限に抑える取組。緊急連絡網の整備と職員への携帯義務付け。</p> <p>(2) 「事故・災害発生時の対応フローチャート」に則った迅速かつ適切な対応。防犯グッズ「さすまた」を配置</p> <p>(3) 個人情報保護法、新潟市個人情報保護条例及び「新潟県ビル管理協同組合 個人情報保護基本規程」に則った運用の周知徹底</p> <p>(4) 児童虐待の早期発見と対応は、職員と事業者に課せられた重要な役割の一つであることを明確に意識付ける。日頃から、子ども、保護者の様子に意識を持って接し、周りの子どもとの関わり合いの中から早期発見に努める。児童虐待ではと迷った時、おかしいと感じた時にはクラブ職員等は各自の判断のみで対応することは避け、運営責任者と充分協議した上、新潟市、児童相談所へ速やかな通告を行う。児童虐待に対する職員への啓発と普及</p> <p>(5) 関係法令の遵守、子どもが安全・快適、健康的・衛生的に過ごせる施設管理。予防保全を目的とした年間計画に基づき実行。施設管理を通じて、子どもたちへの「学び」として、社会のルールや共同生活のきまりについての意図的な働きかけ。新潟市第3次環境基本計画に配慮し、ゴミの減量化と資源化に積極的に取り組み、事業者の役割を充分認識し環境保全活動に貢献</p>	<p>(1) 毎日、子ども・職員がいきいきと楽しく活動するために、防犯・事故発生時の対策として環境整備と安全対策に万全を期す。</p> <p>(2) 職員は慌てず落ち着いて対応し、必要に応じて受診させ、保護者と連絡をとり、状況をていねいに説明する。</p> <p>(3) 個人情報適切に扱い、漏洩などの事故防止等積極的に対策を講じている。</p> <p>(4) 職員一人ひとりが「問題の背景には、児童虐待があるかもしれない」という認識の下、普段から子どもの変化や言動などに着目し、虐待の早期発見と防止に努める。職員会議等で客観的に問題を明らかにし、通告は施設全体の方針として事業所長が決定する。</p> <p>(5) ・建物の機能保全、安全確保に立脚した維持管理を行う。備品等の管理については整理整頓し、無駄を省き管理費の削減に努める。・日々衛生的な環境を整える。・閉館時には不審者対策に万全を期し、閉館時には無人警備を委託し、施設の保安維持を図る。</p>	<p>(1) 児童自身が安全な行動ができるよう、危機予防の言葉かけや指導等を行う。施設整備、遊具の安全点検、日常点検・定期点検を実施する。事故防止マニュアルを作成し対応を周知徹底する。</p> <p>(2) 事故が発生した場合は周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、児童の安全確保を最優先として、必要な措置等を行う。年2回の避難訓練や日常の中でも機会をとらえ対応を周知徹底する。緊急時のバックアップ対応として法人全体で取り組み、近接の特養「虹の里」をバックアップ施設とする連携体制を構築する。</p> <p>(3) 守秘義務と児童の人格の尊重を常に意識すると共に、児童及びその家族の個人情報の漏洩防止、盗難等の事故防止に努める。内部研修を年1回以上行くとともに、個人情報に関する規則ならびに個人情報取扱規則を周知徹底する。</p> <p>(4) 虐待防止責任者を設置する。「学童だより」や行事等様々な機会を通して保護者への啓発を行う。早期発見・相談・通告のしくみづくり、地域や児童に関わる期間との連携を図る。</p> <p>(5) 公の施設の指定管理者としてその責務を自覚し、管理運営に関する基本的事項を実践するとともに、適切な運営を通して、児童が心身ともに健やかに行く背うされるよう運営する。「安心して過ごせる安全な場所づくり」を実践できるよう、施設管理を行う。課題には法人全体で取り組む。安全管理の徹底・衛生管理の徹底・経費削減・より良いサービス</p>	<p>(1) マニュアル、緊急体制の整備。各種訓練の実施、AEDの設置及び有資格者の配置</p> <p>(2) 新潟市地域防災計画や危機管理マニュアル等をもとに、安全第一の体制の構築。避難訓練の実施。緊急時に備え、飲料、食料、簡易トイレ等の備蓄。保護者への速やかな連絡、賠償責任保険への加入</p> <p>(3) 個人情報に係る同意書に署名の実施、個人情報管理マニュアルの作成、コンプライアンス研修の実施</p> <p>(4) 子どもの心身の状態や家族の態度などの観察や情報の収集、研修の実施。小学校、児童相談所等との連携</p> <p>(5) 施設管理マニュアルの作成、職員による補修、清掃、設備の保守点検の実施（職員で対応できない案件は専門企業に委託）室内の温度、喚起、採光などへの注意</p>

【参考】現指定管理期間の評価（平成26年4月～平成28年3月）

施設名	指定管理者	総評
山の下ひまわりクラブ	山の下地区コミュニティ協議会	<p>地域と学校と保護者との連携がよく図られており、グラウンド、体育館、図書室を積極的にひまわりクラブに解放してもらい、かつ、地域に積極的に出かける活動を取り入れ、子どもたちの居場所をオープンにしながらも、安心安全な環境を保ち、児童がのびのびと過ごせる取り組みを行っている。</p> <p>地域行事への参加、コミ協との遠足など、地域の特性を生かした独自活動も取り入れられており、地域力、市民力を発揮した地域で子育てを支援する環境が生まれ、地域に開かれた活動が行われている。</p> <p>指定管理者として優良と評価する。</p>
木戸ひまわりクラブ	特定非営利活動法人 新潟市木戸地域コミュニティ協議会木戸ひまわりクラブ運営委員会	<p>地域と学校と保護者との連携がよく図られており、特にふれあいスクールとの活動の連携では、ひまわりクラブに通う子どもたちも活動に参加し、職員も受付や見守りを行うなど一体化した活動を行い、先進的であった。</p> <p>また、障がい児の受入に対しては、特別支援学級職務経験職員を雇用し、学校内施設で学校と連携した受入体制を整えるなど、きめ細かな支援を行っている。地域力、市民力を発揮した地域で子育てを支援する環境が生まれ、保護者に寄り添った対応が行われている。指定管理者として優良と評価する。</p>
新潟市ひまわりクラブ（山の下ひまわりクラブ及び木戸ひまわりクラブを除く）	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会	<p>指定管理者として運営する80クラブにおいて、子ども・子育て支援新制度における高学年受入など、態勢を万全に整えるとともに、本市のすべての放課後児童クラブが、この条例の基準を満たし、設備及び運営を向上させていくための体制を整えるため、他の放課後児童健全育成事業者に対し、研修や情報交換会を行う事業についても受託する等、市全体の放課後児童クラブの質の向上を図るための重要や役割を担った。指定管理者として優良と評価する。</p>